

学生の
みなさま

保育 山形県インターン等

旅費支援事業 のご案内



宮城県、福島県及び新潟県の保育士養成施設に在学する学生の方が、山形県内の保育所などで保育実習や就業体験、ボランティア又は就職活動を行う際の交通費を助成します！実習等を通じて、山形県内の保育所や子ども達の様子を知っていただき、就職のきっかけとしていただくことを目的としています。

応募資格

宮城県、福島県及び新潟県の保育士養成施設（※1）に在学（※2）し、山形県内の保育所等（※3）で保育実習、就業体験、ボランティア又は就職活動を行う学生。

- ※1 児童福祉法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設
- ※2 ただし、山形県内からの通学生は除く。
- ※3 保育所、認定こども園及び地域型保育事業所

助成金額

養成施設と保育所等の所在地に応じて定額で助成します。※年度中1回のみ
例えば、宮城県の学校に在学する方が山形県庄内地区（鶴岡市など）で実習する場合、3,900円になります。詳細は、交付要綱をご覧ください。

申請方法・添付書類

以下の必要書類を下部の申請書提出先までご提出ください。

- ① 交付申請書（兼実績報告書）（裏面様式）
- ② 保育士養成施設に在学していることがわかる書類（学生証の写し、在学証明書等）
- ③ 申請者名義の通帳の見開き部分の写し

申請期限

乗車年月日	申請期限
H31.4/1～R1.6/30	R1.7/31（水）（当日消印有効）
R1.7/1～9/30	R1.10/31（木）（当日消印有効）
R1.10/1～11/30	R1.12/27（金）（当日消印有効）
R1.12/1～R2.1/31	R2.2/28（金）（当日消印有効）
R2.2/1～2/29	R2.3/19（木）（当日消印有効）

よくある質問

- Q: 山形県出身ではないのですが、助成を受けることはできますか？
A: 宮城県、福島県及び新潟県の養成施設の学生であれば、出身を問わず、助成の対象となります。
- Q: 旅費の領収書などは提出する必要がありますか？
A: 領収書等の提出は不要です。養成施設と実習等先の保育所等の地域に応じて定額で助成金を支給します。

お問合せ・申請書提出先

山形県子育て推進部子育て支援課
〒990-8570 山形市松波2-8-1 山形県庁4F
TEL: 023-630-2392

申請書様式はホームページにも掲載しています▶ 山形県保育インターン等旅費支援



(様式第1号)

山形県知事 吉村 美栄子 様

令和元年度山形県保育インターン等旅費支援事業費補助金交付申請書(兼実績報告書)

(記入日) 令和 年 月 日

令和元年度において、標記補助金を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条及び令和元年度山形県保育インターン等旅費支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添付して申請します。

(フリガナ) 申請者氏名	() (印)	私は、「山形県補助金等の適正化に関する規則」及び「令和元年度山形県保育インターン等旅費支援事業費補助金交付要綱」に従うとともに、次の項目について相違ありません。(※不正があった場合は、返還を求めますのでご了承ください。)	
生年月日	年 月 日 (歳)		
現住所			
連絡先電話番号		項目	チェック
連絡先メールアドレス		宮城県、福島県又は新潟県内の保育士養成施設の学生ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
保育士養成施設の名称等	(学校名)	申請書の提出は、申請期限内ですか。(※期限を過ぎた場合は申請書をお受けできません)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(学部・学科名)		
保育士養成施設の卒業予定年次	年 3月	山形県内にある自宅から通学していませんか。(※山形県からの通学生は対象外です)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
保育士養成施設の所在都道府県名		公共交通機関を利用しましたか。(※自家用車の利用は乗車、同乗とも対象外です)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
実習先保育所等の名称		往路及び復路とも公共交通機関の利用ですか。(※どちらか一方のみの利用は認められません。往復の利用が必要です)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
実習先保育所等の所在市町村名			
実習等の内容	※いずれかに○をしてください。 保育実習 ・ 就業体験 ・ ボランティア ・ 就職活動		
実習等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
交付申請額	※養成施設、保育所等の地域に応じて交付要綱の別表の助成額を記載してください。 金 円	山形県以外の地方公共団体や国、企業等から助成を受けていませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

県の予算の範囲内での交付となりますので、予算額を超える申請があった場合は、申請額通りの交付ができない場合がありますので、ご了承ください。

○助成金振込先情報(申請者本人の口座に限る)

金融機関名		本支店名	
(フリガナ)			
口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

【個人情報の取扱い】お預かりした個人情報は、助成業務及び実習等の後のアンケートのみ利用し、山形県にて管理いたします。

※学生証の写し又は在学証明書及び通帳の写しを忘れずに同封して下さい。

○実習先保育所等記入欄 ※以下の項目は実習先の保育所等でご記入ください。

上記の者については、当施設において保育実習等を実施した者であることを証明します。

年 月 日

施設住所	
施設名称	
代表者名(印)	印

※事務所外での説明会等により、代表者印を所持していない場合は、担当者名の署名で可。(後日、県から園等に確認の連絡をします)

部署名		担当者名		電話番号	
-----	--	------	--	------	--

令和元年度山形県保育インターン等旅費支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、保育士を目指す宮城県、福島県及び新潟県にある保育士養成施設に在学する学生に対して、山形県内の保育所等においてのインターン等に参加するにあたり必要となる旅費を助成し、卒業後に山形県内での就職を促すことで、山形県内保育士の確保を図り、保育を必要とする家庭が安心して子どもを預けられる環境を整備する。

(総則)

第2条 山形県保育インターン等旅費支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「保育士養成施設」とは、児童福祉法第18条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- (2) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所をいう。
- (3) 「インターン等」とは、山形県内保育所等における保育実習、就業体験、ボランティア又は山形県内保育所等への就職活動を実施することをいう。
- (4) 「保育実習」とは、保育士資格の取得に必要な実習等をいう。
- (5) 「ボランティア」とは、有償・無償を問わず、自発的な意志に基づき園務に貢献する行為をいう。
- (6) 「就職活動」とは、保育所等での採用試験及び面接、就職相談会等への参加をいう。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 宮城県、福島県及び新潟県の保育士養成施設に在学する学生のうち、山形県内の保育所等において、インターン等（第3条（3））を行う者（ただし、在学生のうち山形県内からの通学生は除く）。
- (2) インターン等に要した費用について、本事業以外の補助金や助成金等の交付を受けていないこと。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、平成31年4月1日から令和2年2月29日までのインターン等に要する往復交通費のうち公共交通機関（鉄道、バスの利用に限る）の利用に要した経費のうち別表に掲げる額とする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請日時時点で期間の定めのない雇用契約を締結している労働者ではないこと。
- (2) 補助金の支給は、年度中1回を限度とする。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではないこと。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別表に定める日までに、山形県保育インターン等旅費支援事業費補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 保育士養成施設に在学していることがわかる書類（学生証の写し、在学証明書等）
- (2) 申請者名義の通帳の見開き部分の写し

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 知事は、前条による補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 知事は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別 表（第5条関係）

保育士養成施設の 所在する県	実習先保育所等の所在地			
	村山地区 (※1)	最上地区 (※2)	置賜地区 (※3)	庄内地区 (※4)
宮城県	1,000	2,400	2,400	3,900
福島県	3,100	5,400	2,000	6,900
新潟県	3,600	6,400	3,100	5,400

※1 村山地区は、以下の各市町とします。

山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町

※2 最上地区は、以下の各市町村とします。

新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

※3 置賜地区は、以下の各市町とします。

米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

※4 庄内地区は、以下の各市町とします。

鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

別 表（第7条関係）

交通機関利用年月日	申請期限
平成31年4月1日から 令和元年6月30日まで	令和元年7月31日（水）
令和元年7月1日から 9月30日まで	令和元年10月31日（木）
令和元年10月1日から 11月30日まで	令和元年12月27日（金）
令和元年12月1日から 令和2年1月31日まで	令和2年2月28日（金）
令和2年2月1日から 2月29日まで	令和2年3月19日（木）